

学童保育のあり方等に関する基本方針【概要版】

1 はじめに

- ・市では公立学童保育室に加え、民間学童保育室を活用することで受け皿の確保に努めてきたが、学童保育需要は年々増加傾向にあり、その対応が課題となっている。
- ・市では学童保育の対象を原則小学校3年生までとしているが、4年生以上の高学年児童の受入を検討する必要がある。
- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについて、今後どうあるべきかを検討していく必要がある。
- ・市は附属機関の「高槻市子ども・子育て会議」に本市の学童保育のあり方等について諮問し、同会議からの答申の趣旨を踏まえ、基本方針を策定する。

2 本市の学童保育の現状と課題

待機児童対策

- ・新たな公立学童保育室の増室は困難
- ・民間学童保育室の設置促進による受け皿の確保

高学年対応

- ・原則小学校3年生までが対象、現状でも待機児童が発生

保育料（公立）

- ・放課後の利用が主な月と午前中からの利用が主な月の保育料が同額

保育環境（公立）

- ・専用プレハブ施設の今後の老朽化対策
- ・1室あたり45名としている定員設定の見直し

放課後の子どもの居場所

- ・安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの進め方

3 子ども・子育て会議への諮問と答申

待機児童対策

- ・引き続き、民間学童保育室の設置促進による対応が望ましい。
- ・中学校区単位で設置を視野に、様々な保育やサービスの提供が期待できる民間学童保育室の設置に取り組むことが望ましい。

高学年対応

- ・高学年対応は必要で、民間学童保育室を活用することが望ましい。

保育料（公立）

- ・毎月一律である保育料について、適切な保育料とすることが望ましい。

保育環境（公立）

- ・施設は長寿命化を図りながら、余裕教室等の活用を検討することが望ましい。
- ・定員は1室40名とすることが望ましい。

放課後の子どもの居場所

- ・関係部署の連携と事業者等への支援や情報提供による居場所の充実と確保に努められたい。

4 基本方針

民間学童保育室の設置促進

- ・民間学童保育室の活用による待機児童対策及び高学年児童対応を進める。
- ・各中学校区に民間学童保育室の設置を目指し、補助制度の充実に取り組む。

公立学童保育室における取組の推進

- ・公立学童保育室での高学年障がい児の入室要件の緩和を検討する。
- ・老朽化対策は小学校校舎内の施設の有効活用を検討する。
- ・定員を国基準の1室40名に見直しを行う。

受益者負担の適正化

- ・毎月一律の保育料を適切な金額に見直す。
- ・公立学童保育室の保育料の減免制度を継続するほか、民間学童保育室を利用する低所得者への支援制度を検討する。

放課後の子どもの居場所づくりと情報の集約

- ・行政の関係部署のさらなる連携と民間事業者への適切な支援と情報提供に努める。
- ・放課後の子どもの居場所に関する情報の集約と周知啓発を行う。